

第 1 7 9 話 意外に知らない！医療費は「時間」で減らせる

平日の遅い時間や、土曜日でもあいている保険医療機関は便利ですが、診療時間内ならばいつ受診しても医費は同じだと思いますか？

※ 2012 年 7 月現在の内容です。今後、変更される場合があります。



* 義務教育就学後～69 歳では、上記金額の 3 割を窓口で負担します。

じつは診療時間内でも割増があります。早朝・夜間や土曜日の午後も診療時間としている診療所※1 では、診療時間内であっても、8 時前や 18 時以降（土曜日は 12 時以降）※2 に受診すると、『夜間・早朝等加算』として 500 円*の割増があります。

※1 必要な届出をした病床（ベッド）数が 19 床以下（ゼロを含む）の医療機関。

※2 常時、日曜・祝日も診療している場合は、その診療時間内。



* 義務教育就学後～69 歳では、上記金額の 3 割を窓口で負担します。

保険薬局の場合も同様です。営業（開局）時間内であっても、19 時～朝 8 時（土曜日は 13 時～朝 8 時）の時間帯の調剤には『夜間・休日等加算』として 400 円*の割増があります。



POINT

通常、処方せんの有効期間は交付日を含めて4日間（休・祝日含む）です。緊急でなければ、後日、割増のない時間帯に行ってもよいでしょう。



本当は"タダ"ではない子どもの医療費

市区町村が発行する「医療証」の提示で、自己負担が0円ですむこともある子どもの医療費。ところで、その医療費は誰が負担しているかご存知でしょうか？本来の自己負担分は「乳幼児医療費助成」により地方自治体が、残りは保険者（健保組合等）が負担をしています。時間外や深夜に受診した場合、6歳未満ではその割増金額も大きくなり、医療費の大部分を負担する保険者の財政を圧迫しています。受診の前に電話相談（小児救急電話相談 #8000）を上手に利用するなど、不要不急の受診は避けるようにこころがけましょう。

■けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。
ご希望の方は、登録のためメールアドレスを添えて、[当組合迄](#)までお気軽にメールください。

■こころとからだの健康相談

健康に関わるお悩みのときは、「こころとからだの健康相談」

フリーダイヤル

はい参考

はいサンキュウ



0120-835-839

病気の悩み、育児の不安、介護の心配、そしてメンタルヘルスに 関してまで
何でもご相談いただけます。プライバシー厳守！

ひかり健康保険組合

〒171-0022 東京都豊島区南池袋3-13-5 光3号ビル8F tel: 03-5951-7422

